

# 岐阜県公報

第 四 百 八 十 六 号  
令 和 六 年 四 月 十 九 日

( 金 曜 日 )

## 目 次

### 告 示

- 土砂災害警戒区域の指定解除 (砂防課) 一六九
- 土砂災害特別警戒区域の指定解除 (同) 一七〇
- 土砂災害警戒区域の指定 (同) 一七〇
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (同) 一七四

### 公 示

- 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証 (都市政策課) 一七七
- 落札者等に関する公示 (下水道課) 一七八
- 土地改良区の定款の変更認可 (岐阜農林事務所) 一七八
- 土地改良区役員の就任 (揖斐農林事務所) 一七九
- 落札者等に関する公示 (高校教育課) 一七九
- 落札者等に関する公示 (大垣特別支援学校) 一七九
- 落札者等に関する公示 (会計課) 一八〇

## 告 示

岐阜県告示第百六号

土砂災害警戒区域の指定 (平成二十一年岐阜県告示第百十九号) のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成十二年法律第五十七号) 第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和六年四月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西谷	不破郡関ヶ原町大字今須	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県大垣土木事務所及び関ヶ原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百七号

土砂災害警戒区域の指定 (平成二十二年岐阜県告示第百九十二号) のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成十二年法律第五十七号) 第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和六年四月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
乙坂一の谷	大垣市上石津町乙坂	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県大垣土木事務所 所及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十一年岐阜県告示第二百二十号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和六年四月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西谷	不破郡関ヶ原町大字今須	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県大垣土木事務所 所及び関ヶ原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十二年岐阜県告示第二百九十三号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和六年四月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
乙坂一の谷	大垣市上石津町乙坂	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県大垣土木事務所 所及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和六年四月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
乙坂一の谷	大垣市上石津町乙坂	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県大垣土木事務所 所及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和六年四月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
瀨田3	可児市瀨田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瀨田4	可児市瀨田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瀨田5	可児市瀨田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瀨田6	可児市瀨田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菅刈8	可児市菅刈	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東帷子3	可児市東帷子	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩河	可児市塩河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桂ヶ丘	可児市桂ヶ丘	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長洞	可児市長洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長洞2	可児市長洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長洞3	可児市長洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
室原	可児市室原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
清水ヶ丘3丁目	可児市清水ヶ丘3丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長坂7丁目	可児市長坂7丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長坂8丁目	可児市長坂8丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
光陽台1丁目	可児市光陽台1丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
光陽台1丁目2	可児市光陽台1丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
星見台2丁目	可児市星見台2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿下	可児市柿下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
広眺ヶ丘8丁目1	可児市広眺ヶ丘8丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
広眺ヶ丘8丁目2	可児市広眺ヶ丘8丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
広眺ヶ丘8丁目3	可児市広眺ヶ丘8丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
広眺ヶ丘9丁目	可児市広眺ヶ丘9丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽崎1	可児市羽崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽崎3	可児市羽崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽崎4	可児市羽崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽生ヶ丘2丁目	可児市羽生ヶ丘2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鳩吹台2丁目	可児市鳩吹台2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鳩吹台1丁目	可児市鳩吹台1丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鳩吹台6丁目	可児市鳩吹台6丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菅刈9	可児市菅刈	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
広眺ヶ丘5丁目	可児市広眺ヶ丘5丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菅刈11	可児市菅刈	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菅刈12	可児市菅刈	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菅刈13	可児市菅刈	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
若葉台7丁目	可児市若葉台7丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
若葉台8丁目	可児市若葉台8丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩5	可児市塩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩6	可児市塩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩7	可児市塩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩8	可児市塩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩9	可児市塩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
矢戸2	可児市矢戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
美里ヶ丘2丁目	可児市美里ヶ丘2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
広眺ヶ丘7丁目1	可児市広眺ヶ丘7丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
広眺ヶ丘7丁目	可児市広眺ヶ丘7丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
広眺ヶ丘6丁目1	可児市広眺ヶ丘6丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
姫ヶ丘1丁目1	可児市姫ヶ丘1丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊



柿下 1	可児市柿下	次の図のとおり	土石流
塩河 3	可児市塩河	次の図のとおり	土石流
塩河 2	可児市塩河	次の図のとおり	土石流
塩河 1	可児市塩河	次の図のとおり	土石流
大森 15	可児市大森	次の図のとおり	土石流
大森 14	可児市大森	次の図のとおり	土石流
大森 13	可児市大森	次の図のとおり	土石流
大森 12	可児市大森	次の図のとおり	土石流
大森 11	可児市大森	次の図のとおり	土石流
大森 10	可児市大森	次の図のとおり	土石流
大森 9	可児市大森	次の図のとおり	土石流
大森 8	可児市大森	次の図のとおり	土石流
大森 7	可児市大森	次の図のとおり	土石流
大森 6	可児市大森	次の図のとおり	土石流
大森 5	可児市大森	次の図のとおり	土石流
大森 4	可児市大森	次の図のとおり	土石流
大森 3	可児市大森	次の図のとおり	土石流
大森 2	可児市大森	次の図のとおり	土石流
大森 1	可児市大森	次の図のとおり	土石流
下切 1	可児市下切	次の図のとおり	土石流
矢戸 1	可児市矢戸	次の図のとおり	土石流
西帷子 2	可児市西帷子	次の図のとおり	土石流
西帷子 1	可児市西帷子	次の図のとおり	土石流
久々利 3	可児市久々利	次の図のとおり	土石流
久々利 2	可児市久々利	次の図のとおり	土石流
久々利 1	可児市久々利	次の図のとおり	土石流

柿下 2	可児市柿下	次の図のとおり	土石流
柿下 3	可児市柿下	次の図のとおり	土石流
東帷子 1	可児市東帷子	次の図のとおり	土石流
長洞 4	可児市長洞	次の図のとおり	土石流
室原 1	可児室原	次の図のとおり	土石流
室原 2	可児室原	次の図のとおり	土石流
今 1	可児市今	次の図のとおり	土石流
今 2	可児市今	次の図のとおり	土石流
桂ヶ丘 1	可児市桂ヶ丘	次の図のとおり	土石流
室原 3	可児室原	次の図のとおり	土石流
大森 16	可児市大森	次の図のとおり	土石流
長洞 5	可児市長洞	次の図のとおり	土石流
久々利 5	可児市久々利	次の図のとおり	土石流
大森 17	可児市大森	次の図のとおり	土石流
兼山 1	可児市兼山	次の図のとおり	土石流
兼山 2	可児市兼山	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び可児市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和六年四月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
古田	下呂市乗政	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神ヶ尾 2	下呂市乗政	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
井頭 1・井頭 2	下呂市乗政	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上組	下呂市御厩野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蛭洞谷	下呂市乗政	次の図のとおり	土石流
番ヶ洞谷	下呂市乗政	次の図のとおり	土石流
不動平谷	下呂市乗政	次の図のとおり	土石流
岩ヶ谷 2	下呂市宮地	次の図のとおり	土石流
住吉谷 2	下呂市少ヶ野	次の図のとおり	土石流
野尻第二谷	下呂市野尻	次の図のとおり	土石流
鳥屋ヶ野谷	下呂市夏焼	次の図のとおり	土石流
洞戸谷	下呂市蛇之尾	次の図のとおり	土石流
枝ヶ洞谷	下呂市蛇之尾	次の図のとおり	土石流
釜ヶ洞谷	下呂市蛇之尾	次の図のとおり	土石流
西ヶ平谷 1	下呂市火打	次の図のとおり	土石流
西ヶ平谷 2	下呂市火打	次の図のとおり	土石流
小の洞谷	下呂市火打	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県下呂土木事務所 所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百二十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和六年四月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西谷	不破郡関ヶ原町大字今須	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県大垣土木事務所 所及び関ヶ原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和六年四月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
瀬田 3	可見市瀬田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬田 4	可見市瀬田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬田 5	可見市瀬田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬田 6	可見市瀬田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菅刈 8	可見市菅刈	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東帷子 3	可見市東帷子	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩河	可見市塩河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊





岐阜県告示第二百十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和六年四月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作ると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
古田	下呂市乗政	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神ヶ尾2	下呂市乗政	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
井頭1・井頭2	下呂市乗政	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上組	下呂市御殿野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蛭洞谷	下呂市乗政	次の図のとおり	土石流
番ヶ洞谷	下呂市乗政	次の図のとおり	土石流
不動平谷	下呂市乗政	次の図のとおり	土石流
住吉谷2	下呂市少ヶ野	次の図のとおり	土石流
野尻第二谷	下呂市野尻	次の図のとおり	土石流
鳥屋ヶ野谷	下呂市夏焼	次の図のとおり	土石流
洞戸谷	下呂市蛇之尾	次の図のとおり	土石流
枝ヶ洞谷	下呂市蛇之尾	次の図のとおり	土石流
釜ヶ洞谷	下呂市蛇之尾	次の図のとおり	土石流
西ヶ平谷1	下呂市火打	次の図のとおり	土石流
西ヶ平谷2	下呂市火打	次の図のとおり	土石流
小の洞谷	下呂市火打	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和六年四月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作ると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西谷	不破郡関ヶ原町大字今須	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県大垣土木事務所及び関ヶ原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和六年四月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

本 県 市

二 調 査 を 行 っ た 地 域

本 県 市 根 尾 板 所 の 一 部 ( 板 所 )

三 調 査 を 行 っ た 期 間

平 成 二 十 九 年 六 月 か ら 令 和 二 年 三 月 ま で

四 地 図 及 び 簿 冊 の 名 称

本 県 市 ( 根 尾 板 所 の 一 部 ) の 地 籍 図

本 県 市 ( 根 尾 板 所 の 一 部 ) の 地 籍 簿

五 認 証 年 月 日

令 和 六 年 四 月 一 日

国 土 調 査 の 結 果 に 係 る 地 図 及 び 簿 冊 の 認 証

国 土 調 査 法 ( 昭 和 二 十 六 年 法 律 第 百 八 十 号 ) 第 十 九 条 第 二 項 の 規 定 に よ り、 次 の 国 土 調 査 の 結 果 に 係 る 地 図 及 び 簿 冊 を 認 証 し た の で、 同 条 第 四 項 の 規 定 に よ り 公 示 す る。

令 和 六 年 四 月 十 九 日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

一 調 査 を 行 っ た 者 の 名 称

本 県 市

二 調 査 を 行 っ た 地 域

本 県 市 根 尾 高 尾 の 一 部 ( 高 尾 )

三 調 査 を 行 っ た 期 間

令 和 元 年 六 月 か ら 令 和 三 年 三 月 ま で

四 地 図 及 び 簿 冊 の 名 称

本 県 市 ( 根 尾 高 尾 の 一 部 ) の 地 籍 図

本 県 市 ( 根 尾 高 尾 の 一 部 ) の 地 籍 簿

五 認 証 年 月 日

令 和 六 年 四 月 一 日

落 札 者 等 に 関 す る 公 示

岐 阜 県 の 物 品 等 又 は 特 定 役 務 の 調 達 手 続 の 特 例 を 定 め る 規 則 ( 平 成 七 年 岐 阜 県 規 則 第 百 二 十 号 ) 第 十 一 条 の 規 定 に よ り、 次 の と お り 落 札 者 等 に つ い て 公 示 す る。

令 和 六 年 四 月 十 九 日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

1 特 定 役 務 の 名 称 及 び 数 量 岐 阜 県 木 曾 川 右 岸 流 域 下 水 道 維 持 管 理 業 務 一 式

2 契 約 の 相 手 方 を 決 定 し た 手 続 随 意 契 約

3 随 意 契 約 の 理 由 地 方 公 共 団 体 の 物 品 等 又 は 特 定 役 務 の 調 達 手 続 の 特 例 を 定 め る 政 令 ( 平 成 七 年 政 令 第 372 号 ) 第 1 条 第 1 項 第 1 号 該 当

4 契 約 の 相 手 方 を 決 定 し た 日 令 和 六 年 四 月 一 日

5 契 約 の 相 手 方 の 住 所 及 び 氏 名 各 務 原 市 前 渡 西 町 宇 藤 尾 下 1521 番 地

公 益 財 団 法 人 岐 阜 県 浄 水 事 業 公 社

理 事 長 兼 山 誠 也

6 契 約 金 額 14,669,155,000 円

7 契 約 に 関 す る 事 務 を 担 当 す る 部 局 の 名 称 及 び 所 在 地

( 1 ) 部 局 の 名 称 岐 阜 県 都 市 建 築 部 下 水 道 課 流 域 下 水 道 係

( 2 ) 所 在 地 岐 阜 市 数 田 南 二 丁 目 1 番 1 号

土 地 改 良 区 の 定 款 の 変 更 認 可

土 地 改 良 法 ( 昭 和 二 十 四 年 法 律 第 百 九 十 五 号 ) 第 三 十 条 第 二 項 の 規 定 に よ り、 次 の 土 地 改 良 区 の 定 款 の 変 更 を 認 可 し た の で、 同 条 第 三 項 の 規 定 に よ り 公 示 す る。

令 和 六 年 四 月 十 九 日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
岐 阜 市 下 城 田 寺 土 地 改 良 区	令 和 六 ・ 四 ・ 八

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和六年四月十九日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	岐阜市網代土地改良区	認可年月日	令和六・四・八
--------	------------	-------	---------

土地改良区役員の内任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和六年四月十九日

岐阜県知事 古田 肇

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
揖東土地改良区	令和六・三・三六	理事	河村 実郎	揖斐郡大野町大字南方 九七番地
		同	山本 芳己	揖斐郡揖斐川町長良 一一七番地

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和六年四月十九日

岐阜県知事 古田 肇

1 調達物品の名称及び数量 学習支援ソフトウェア 43,627ライセンス

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 令和6年2月9日

4 落札者を決定した日 令和6年3月25日

5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号

株式会社大塚商会中部支店

支店長 上村 親志

6 落札金額 46,509,030円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県教育委員会事務局同高校教育課高校教科教育係

(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和六年四月十九日

岐阜県知事 古田 肇

1 調達役務の名称及び数量 岐阜県立大垣特別支援学校スクールバス運行管理業務一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 令和6年2月9日

4 落札者を決定した日 令和6年3月22日

5 落札者の住所及び氏名 大垣市旭町三丁目11番地

ヌイトトラベル株式会社

取締役社長 梅村 和行

6 落札金額 71,280,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県立大垣特別支援学校 事務室

(2) 所在地 大垣市西大外羽 1 227 1

